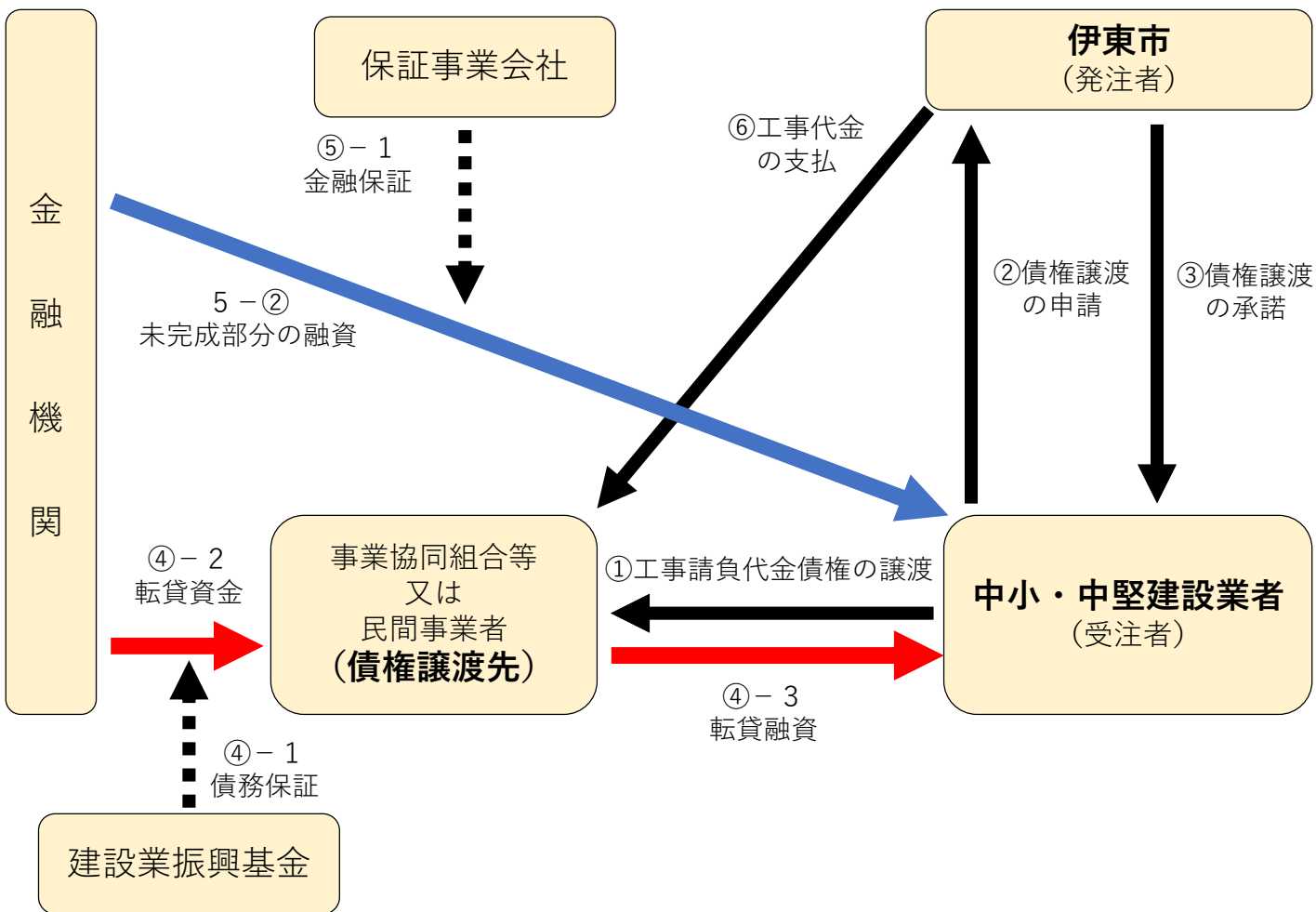


地域建設業経営強化融資制度スキーム図



- ① 中小・中堅建設業者（受注者）は、制度の利用に当たり、事業協同組合等又は要件を満たす民間事業者（債権譲渡先）と停止条件付き債権譲渡契約（融資の申込み）を締結する。
- ② 受注者は、伊東市（発注者）に債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 発注者が申請を審査し、債権譲渡の承諾を行う。 ⇒ ①の債権譲渡が成立する。
- ④ 債権譲渡先は、当該工事の出来高を査定し、金融機関から転貸資金の融資を受け、受注者に転貸融資を行う。
- ⑤ 出来高を超える部分（未完成部分）は、保証事業会社の金融保証を受け、金融機関から直接融資を受けることができる。
- ⑥ 当該工事の完成確認後、発注者は、債権譲渡先に工事代金を支払う。